

定例公安委員会開催概要

1 開催日

令和4(2022)年4月27日

2 開催内容

次の議題について、警察本部から説明・報告がなされ、決裁等が行われた。

■全体会議

【公安委員会から】

冒頭、委員から、

「先週の署長会議における各部の資料で気付いた点を話させていただく。警務部は、定期健康診断の結果についてである。『異常なし』の職員が令和元年度に比べて令和3年度は100人以上増え、『要精密』の職員が100人位減っており、健康増進が図られていると思った。コロナの影響で、飲み会が減ったことが主たる要因と思うが、コロナが終息して飲み会ができるようになって、健康第一を心掛けていただきたい。

生活安全部は、猟銃の関係についてである。猟友会メンバーの高齢化等により、猟銃の所持者数や所持丁数の減少が顕著に表れていると思っていたが、この5年間で猟銃の所持者数、所持丁数ともほぼ横ばいであった。先般、他県で猟銃使用の殺人事件があったが、同様の事件が起こる可能性もあるので、許可の申請は適正に行っていただきたい。また、返納についても、高齢者の運転免許証返納と同様に適切に行っていただきたい。

刑事部は、検視官の臨場率についてである。今年1月から3月までの検視官の臨場率が昨年比べて下がっている。昨年は全ての月で90パーセント以上だったが、今年1月から3月は全ての月で90パーセントを下回っていた。検視は、犯罪認知の端緒になることがあるし、不審な死体があっても、検視の結果、病死だったことが明らかになれば、地域住民は安心安全を実感できるなど、警察の業務の中で、非常に重要なものだと思っている。今後も適切な検視を行っていただきたい。

交通部は、通学路合同点検の要対策箇所についてである。危険な箇所は様々な状況によって、日々変わるものであるということを認識していただきたい。先日、警察が把握しきれない危険な交差点があるということが報道されていた。その要因は様々あるようだが、その一つが日々変わる交通事情によるものだった。一例を挙げると、近くに大きなショッピングモールができると交通量が増加して危険になる。一方で、交通量が大幅に減っても、減ったが故にスピードを上げる車が増えたり、横断歩行者はいないだろうという予測をしてしまい危険になることがある。危険な箇所は日々変わることを認識した上で、交通事故防止対策を進めていただきたい。

警備部は、災害警備の関係についてである。昨年は災害警備本部を1年間で5回設置しているが、今年は地震が多く、既に3回設置している。平成28年に、国民体育大会開催の1か月前に台風10号の豪雨災害があったが、その際には、警衛警備の準備で大変だった中、

豪雨災害にも適切に対応していただいた。適切に対応できたのは、警備部を中心とした準備と訓練のたまものだったと思う。災害は、いつ、どのようなことが発生するか分からないので、十分に準備と訓練をしていただきたい。」

旨の発言があった。

【警務部議題】

○ 令和3年度の開示請求の状況について

警察本部から、「令和3年度における情報公開条例、個人情報保護条例に基づく開示請求について、2つの条例で開示請求対象となるものはいずれも、組織が保有する文書で、情報公開条例では請求者本人を含めて個人情報の開示できないとされている。よって、請求者本人に関する個人情報は、個人情報保護条例での開示、それ以外は情報公開条例での開示請求となる。情報公開条例に基づく開示請求は、公安委員会宛ての開示請求は1件、警察本部長宛ての請求は令和2年度から41件増加して92件であった。これらの措置として全部開示が31件、部分開示が62件、非開示が11件、取下げが5件、現在処理中のものが1件となる。請求の内訳として、公契約関係が27件、懲戒処分等が37件、許認可関係が7件、その他が21件であった。なお、措置件数が請求件数を上回っているのは、請求にかかる文書を複数の所属が保管し、それぞれの所属で措置を決定したことなどによるものである。個人情報保護条例に基づく開示請求は、公安委員会宛ての開示請求は0件、警察本部長宛ての請求は令和2年度から6件減り34件であった。これらの措置として全部開示が17件、部分開示が13件、非開示が2件、取下げ2件となる。請求の内訳として、相談記録簿が32件、その他が2件であった。」旨の報告があった。

【生活安全部議題】

○ 岩手県公安委員会の事務の専決に関する規程の一部改正について

警察本部から、「航空法等の一部改正により、航空機に搭乗する旅客等に対し、保安検査の受検が義務付けられた。検査をする職員は、都道府県公安委員会が認定した警備業者を想定しており、保安検査業務等を受託した警備業者に対して、国土交通大臣が報告徴収、立入検査又は命令を行うことができるとされ、報告徴収等を行う場合には、あらかじめ、都道府県公安委員会と事前協議しなければならないこととされた。この事前協議について、都道府県公安委員会は速やかに回答し、保安検査等業務の適正な遂行を確保する必要があることから、岩手県公安委員会の事務の専決規程の一部を、本部長の専決事項と改正するものである。具体的な協議の内容は、保安検査に関する業務の運営に関する命令に係る協議、預入手荷物検査に関する業務の運営に関する命令に係る協議、報告徴収又は立入検査に係る協議の三点である。施行日は決裁日とし、本部長の専決事務であるが、警備業法の規定の中で、警備業者に対する立入りや報告については、生活安全企画課長の事務としていることから、本規程も警備業法の規程にならって訓令を改正し、生活安全企画課長の事務にする。」旨の説明があり、決裁した。

○ 専決事務処理状況（令和4年1月～3月）について

警察本部から、「令和4年第1四半期における生活安全部関係の専決事務処理について、

増減幅の大きい項目について説明する。風営適正化法関係のうち、専決者を生活安全企画課長とする営業の許可、遊技機の検定等の件数が増加しており、理由は、検定申請された新基準のぱちんこ遊技機に関し、検定有効期間の3年が経過した後も、継続して使用することを希望する業者からの認定申請が増えたためである。同じく風営適正化法関係のうち、専決者を署長とする風俗営業の変更承認等の件数が増加しており、理由は、平成30年2月の改正規則施行日前の認定機のうち、有効期間が終了し、撤去となる台が増加していることから、現行基準適合遊技機の入替えに伴う変更承認申請が増加したためである。

次に、警備業法関係のうち、専決者を生活安全企画課長とする資格者証、合格証明書の交付等の件数が減少しており、理由は、警備員指導教育責任者講習の実施時期を、令和2年度は令和3年に実施していたが、令和3年度は令和3年12月に実施したためである。

次に、銃刀法関係のうち、専決者を生活安全部長とするライフル銃、初心者による散弾銃・空気銃所持許可等の件数が増加している。理由は、県による一般向け担い手研修会の開催、市町村による猟銃等取得に係る、助成金の整備等の育成事業が活発に推進されているためである。猟銃等の使用が適正であるかの審査については、この時期に各警察署で実施する銃砲一斉検査で、本来の用途に適正に使用されているかを確認している。

次に、火取法関係のうち、専決者を署長等とする運搬届、狩猟用火薬類の譲受・譲渡許可等の件数が、前年から減少している。この理由は、「東日本大震災津波、平成28年台風第10号による復興関連工事に伴う業務用火薬の運搬件数が減少したためと考えている。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「**猟銃は仮に犯罪に使用されると、大惨事になるものなので、適正な審査、事件事故防止のためのケア、広報等も図っていただきたい。**」

【交通部議題】

○ 岩手県道路交通法施行細則等の一部改正について

警察本部から、「主な改正は二つの規程の整備である。一つ目は、高齢運転者対策の推進に関する規程の整備であり、二つ目は、運転免許の受験資格の見直しに関する規程の整備である。岩手県道路交通法施行細則は、認知機能検査の対象者区分変更、新設された運転技能検査と若年運転者講習の手続、方法について改正するものである。道路交通法の規定に基づく講習等に関する規程は、高齢者講習区分変更、受講人員等について改正するものである。岩手県公安委員会の事務の専決に関する規程は、改正法令に関する事項を追加、修正するものである。改正道路交通法の施行日については、本年5月13日である。」旨の説明があり、決裁した。

《 委員発言 》

「**手続の変更は受ける側からすると、より良い手続のための変更であると理解できるが手続が複雑になってきているので、県民に対して手続の変更を広報していただきたい。**」

→本部発言

「**広報も行っていく。**」

○ 「子どもを守る1・5（いちご）プロジェクト」の実施について

警察本部から、「小学校1年生から3年生の歩行中児童が被害に遭う死亡・重傷事故が15時台に集中している傾向を踏まえ、15時台に通学路等での保護誘導活動や交通指導取締り等を県下一斉に実施する。活動日時は、令和4年5月から7月までの毎月第2水曜日15時から16時までの1時間であり、活動場所は、安全モデル横断歩道、通学路合同点検結果を受けた警察による対策必要箇所、生活安全部と連携した脅威事犯等の発生箇所である。活動内容は、警察署は保護誘導活動、交通指導取締り、交通機動隊は分駐隊ごとに警察署と調整し、地域実態に応じた活動を推進する。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「小さい子どもたちは、話に夢中になると周りが見えなくなる。口で指導をしても徹底できないので、運転者が、小さい子どもたちを見たらスピードダウンするなど、交通事故を起こさないよう気をつけて運転してほしいといつも思っている。この活動により、子どもたちが交通事故防止について学ぶ機会が増えると思うし、この活動が充実することで交通ルールを守る人が増えて、交通事故が減少すれば良いと思う。」

○ 三陸沿岸道路における速度抑制対策の実施について

警察本部から、「三陸沿岸道路が、昨年12月に全線供用開始されて最初の大型連休を迎えるにあたり、期間中、利用者の大幅な増加が見込まれることから、速度抑制対策として、可搬式オービスを活用した速度違反取締りを実施する。」旨の報告があった。

《 委員発言 》

「三陸沿岸道路には、速度を抑制させる表示板自体が少ないと思うので、速度抑制対策として、サインカーを走らせるような活動についても継続して行ってほしい。」

【警備部議題】

○ 原子力発電所警戒警備に伴う本県警察官の特別派遣について

警察本部から、「青森県内の東北電力東通原子力発電所の警戒警備に関し、青森県公安委員会から本県警察官の特別派遣にかかる援助要求がなされたことから、受諾することとしたい。」旨の説明があり、決裁した。

【その他】

警察本部から、飲酒運転取締り強化について報告があった。

■個別会議

○ 運転免許課

免許取消等処分関係に係る意見の聴取結果等の説明、決裁

○ 会計課

久慈警察署等新庁舎落成式における公安委員会委員長挨拶案の説明、決裁

○ 県民課

犯罪被害者等給付金の裁定の説明、決裁

○ **人身安全少年課**

ストーカー行為等の規制等に関する法律に基づく禁止命令等実施報告

○ **生活安全企画課**

令和4年度特殊詐欺被害防止広報事業の推進状況報告